

宮崎県育英資金返還金回収業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県育英資金返還金回収業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県育英資金返還金回収業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

3 契約上限額

仕様書3(1)に定める業務の契約額については、受託者が回収した返還金の額の25.0%(消費税及び地方消費税を除く。)を上限とする。

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、契約締結の日から令和9年9月30日までとする。

5 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

なお、これらの要件については、確認のため、宮崎県警察本部その他の関係機関に照会等を行う場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2の規定による弁護士法人である者
- (9) 地方公共団体における奨学金の返還金の未収金回収業務の受託実績がある者
- (10) 法第243条の2第1項に規定する公金事務(次号において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有する者
- (11) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び

経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁内掲示板への掲載及び県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 公告 | 令和7年2月28日(金) |
| (2) 質問等の締切 | 令和7年3月10日(月)午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年3月14日(金)午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和7年3月19日(水)午後5時 |
| (5) プレゼンテーション | 令和7年3月24日(月)午後1時30分から |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年3月28日(金)までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

ア 提出先

下記12を参照

イ 提出期限

令和7年3月14日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書及び添付書類の提出

ア 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書：6部(正本1部、副本5部)

- a 提出する企画案は、1案のみとする。
- b 書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。
- c 企画提案書の鑑文として別紙2を提出すること。
- d 企画提案書の記載内容には、以下の内容を全て含むこと。
 - (a) 本業務における基本方針
 - (b) 業務従事者に対する法令等の周知方法及び遵守のチェック体制
 - (c) 委託対象債権の具体的な回収方法(委託からの経過期間に応じた債務者へのアプローチ方法を含む)
 - (d) 債務名義取得及び強制執行申立て等法的措置に必要な手続の具体的な実施方法
 - (e) 債権回収の執行体制
 - (f) 個人情報の管理及びその責任体制
 - (g) 委託業務の報酬率(報酬率は小数第2位までの%で表示すること。)
 - (h) 債権回収対策における本県との連絡・相談業務の体制及び具体的実施方法
 - (i) 仕様書に定める各項目(仕様書3(3)のアからエまでの業務については、着手金及び日当)について積算した見積書(様式は別紙3とし、金額の記載は税抜

きとする。)

(j) 地方公共団体における奨学金の返還金回収業務の受託実績

(イ) 企業概要（任意様式。既存資料で以下の項目が網羅されているものでも可）：1部

- a 商号又は名称
- b 代表者職氏名
- c 所在地
- d 設立年月日
- e 資本金
- f 従業員数
- g 業務内容

(ウ) 役員名簿（任意様式）：1部

役員ごとに役職・フリガナ付き氏名・生年月日を記載すること

(エ) 法人登記簿の写し：1部

(オ) 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定する公金事務を適切かつ確実に遂行する

ことができる財産的基礎を有することを説明できる書類（財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類）：1部

(カ) 県税の納税証明書（過去 1 年分の未納がないことの証明書）：原本 1 部

ウ 提出先

下記 12 を参照

エ 提出期限

令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 5 時

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

カ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）

日時：令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 1 時 30 分 から

場所：宮崎県庁附属棟 305 号室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式（対面又はオンライン）

ア プレゼンテーションは、1 社あたり説明 15 分 質疑 15 分 計 30 分

イ 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

ウ オンラインを希望する場合は Microsoft Teams によるものとし、オンライン希望の旨を令和 7 年 3 月 14 日（金）までに連絡をすること。

(4) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙 4）

の提出により行うこと。

ア 提出先

下記 12 を参照

イ 提出期限

令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時

ウ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(5) 審査基準

別添「審査基準表」のとおりとする。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和7年3月28日（金）までに、採択・不採択にかかわらず全参加者に書面で通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。

イ 提案書を期限までに提出しないとき。

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。

オ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき。

カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(9) (8) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(3) 業務内容の詳細は、受託者の企画提案書の内容を基本とするが、本業務のために必要と認められる場合には、宮崎県と契約の相手方との協議の上、変更することがある。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 提出されたすべての書類は、宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)に基づき情報公開の対象文書となることから、法人に関する情報で、公開することにより法人の利益を害するもの(いわゆる企業秘密)に該当する場合は、その旨明記すること。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (2) 担当 宮崎県教育庁財務福利課育英資金室育英資金担当(担当 児玉)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-32-4472
ファックス番号 0985-20-1164
メールアドレス ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp